

再エネ設備導入支援事業費補助金

— 募集要領 —

【コールセンター開設期間】

令和7年4月7日（月）～令和8年3月27日（金）

【交付申請受付期間】

令和7年4月7日（月）10時～令和7年11月28日（金）19時必着

【補助対象設備の設置完了期限】

令和8年2月13日（金）

【実績報告書提出期限】

令和8年2月25日（水）19時必着

※ 交付申請は、予算の範囲内で、形式要件が整ったものから先着順に受付します。

※ 予算を超える申請があった場合、予告なく受付を締め切ります。ご了承ください。

【問合せ先】

事務委託先：やまなし再エネ補助金事務局

所在地：〒400-0058 山梨県甲府市宮原町 608-1

((株) サンニチ印刷 BPO センター内)

電話番号：050-5784-5561

受付時間：10時～19時（日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）

【事業詳細（県ホームページ）】

山梨県／再エネ設備導入支援事業費補助金

<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/syoene-saiene-shien/saieneshien6.html>

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課

令和7年7月18日

申請にあたっての注意事項

本補助金の申請にあたっては「山梨県補助金等交付規則」、「再エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱」及び本要領に基づきますが、以下の事項について十分にご理解いただき、申請してください。

- 1 本補助事業は、光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減推進を支援することが目的です。申請は予算の範囲内で受け付け、提出書類に基づき、事業計画内容や導入設備等を審査した上、申請受付後1か月を目安に交付決定等を行います。申請された内容が補助対象経費であっても、必ずしも交付決定されるものではありません。
- 2 交付決定となった場合でも、令和8年2月13日までに設備の設置を完了できない場合は補助金の支給ができなくなりますので、期間内に完了が可能な事業を申請してください。
- 3 本補助事業は、交付決定された内容で実施する必要がありますが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容の変更を希望する場合には、あらかじめ変更の承認を受けなければなりません。承認を受けずに事業を実施した場合や、変更が認められない場合は、交付決定を取り消すことがあります。
- 4 この補助金により取得した財産については、補助事業終了後も一定期間は処分（補助事業目的以外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限され、適切に管理しなければなりません。
- 5 この補助金に関する収入・支出の帳簿や証拠書類は補助事業が完了した県会計年度の翌年度から起算して5年間、他の書類と区分して保管しなければなりません。
- 6 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に事実と異なる記述は行わないでください。虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還しなければなりません。補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。
- 7 補助事業の進捗状況や補助金使用経費の検査のため、補助事業実施期間中及び完了後に、県や国の機関が実地検査に入ることがあります。なお、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- 8 補助金を申請するにあたり、各種関係法令及び条例・規則等を確認した上で交付申請をしてください。補助金の交付決定があった場合でも、実績報告時に法令等を遵守されていないことが判明した場合は、交付決定を取り消します。

【目次】

0. 申請にあたっての注意事項

1. 補助金の概要

- (1) 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) ～ (7) 概要 (要綱第3条から第6条まで) ・・・・・・・・ 4～7
- (8) 主な手続きの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

2. 補助金の交付申請の手続き

- (1) 交付申請 (要綱第7条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 交付決定及び通知 (要綱第8条) ・・・・・・・・・・・・・・ 11

3. 補助金の交付決定後の手続き

- (1) 交付申請の変更等 (要綱第9条) ・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 実績報告書 (要綱第10条) ・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (3) 額の確定及び支払 (要綱第11条及び第12条) ・・・・・・・・ 15

4. 補助金の支払後の手続き

- (1) 交付決定の取消等及び返還 (要綱第13条及び第14条) ・・・・ 16
- (2) 書類の保管 (要綱第15条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 検査等 (要綱第16条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (4) 財産の管理等 (要綱第17条) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (5) 財産処分の制限 (要綱第18条) ・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (6) 調査等への協力 (要綱第19条) ・・・・・・・・・・・・・・ 17

5. 提出方法・提出先・問い合わせ先

- (1) 提出方法・提出先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (2) 問い合わせ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

再エネ設備導入支援事業費補助金申請要領

1. 補助金の概要

(1) 制度の趣旨（要綱第1条）

本補助金は、光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を推進するため、個人が行う太陽光発電設備及び蓄電池を設置する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行うものです。

(2) 補助対象者（要綱第3条）

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」といいます。）は、次の（ア）から（ウ）の要件をすべて満たす個人とします。

（ア）山梨県内に居住する（住民登録されている）者であること。

（イ）県税の滞納がない者であること。

（ウ）山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 補助対象事業等（要綱第4条）

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」といいます。）は次に掲げる①及び②の要件を全て満たす事業とします。

①次に掲げるいずれかの設備を県内の既存住宅（※1）に導入する事業であること。

	導入する設備
1	太陽光発電設備を購入により設置
2	蓄電池を購入により設置（既設の太陽光発電設備と組み合わせて使用するものに限り（※2））
3	太陽光発電設備及び太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を購入により設置

②次に掲げるいずれにも該当しない事業であること。

	交付対象外の事業
1	中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業
2	技術開発、実証実験その他これらに類する事業
3	関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業
4	交付決定前に契約等を行う事業
5	令和8年2月13日までに補助対象設備の設置完了が見込めない事業
6	国の補助金を受給している事業（※3）
7	その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして知事が適当でないとする事業

(※1-1) 住宅の定義（要綱第2条第4項）

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいいます。

(※1-2) 既存住宅について

- ・住宅のうち、建設工事完了の日から起算して1年を経過した建築物をいいます。

(※2) 蓄電池のみを設置する場合

- ・蓄電池を導入する場合、既設の太陽光発電設備と組み合わせることで、既設の太陽光発電設備により発電される電力を設置する蓄電池に充電することが可能であり、設置する蓄電池から供給される電力が、設置場所の敷地内の住宅で使用されるものを補助対象とします。

(※3) 他の補助金との併用について

- ・本補助金は、国の補助金と併用することはできません。
- ・また、上記以外の補助金等（市町村の一般財源を活用した補助金など）との併用については、当該補助金等の交付要綱等において、併用が可能となっているかを確認した上で申請してください。

○令和5年及び令和6年に交付申請を受け付けた再エネ設備導入支援事業費補助金（以下「過去の補助金」という。）の受給者及び世帯員も本補助金を申請できますが、以下の点にご留意ください。

- 1 過去の補助金で設置した住宅と同一の住宅に太陽光発電設備を設置（増設）しようとする場合は、増設後の合計が10kWを超えない範囲で、本補助金を申請することができます。ただし、電気の受給契約が世帯ごとになっている二世帯住宅で、過去の補助金の受給者と同一世帯ではない者による申請の場合は、過去の補助金で設置した太陽光発電設備とは別に、10kWを超えない範囲で新設する旨の申請が可能です。
- 2 過去の補助金で設置した住宅と同一の住宅に蓄電池を設置（増設）しようとする場合は、過去の補助金において、1家庭につき1台までを補助対象としているため、本補助金の申請はできません。ただし、電気の受給契約が世帯ごとになっている二世帯住宅で、過去の補助金の受給者と同一世帯ではない者による申請の場合は、1台まで新設する旨の申請は可能です。

(4) 補助対象設備（要綱第4条及び別表第1）

補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」といいます。）は、次に掲げる要件を全て満たす設備とします。

太陽光発電設備の要件	
1	未使用品であること

2	停電時においても電力供給を継続する機能を有していること
3	発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの
4	発電出力（※4）が10kW未満であること

蓄電池の要件	
1	未使用品であること
2	停電時においても電力供給を継続する機能を有していること
3	太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるもの
4	蓄電容量（※5）が4kWh以上であること
5	国が行う（令和6年度または7年度）戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの

（※4）太陽光発電設備の発電出力の定義（要綱第2条第6号）

- ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方であって、kW単位で小数点以下を切り捨てた値をいうものです。

（※5）蓄電池の蓄電容量の定義（要綱第2条第7号）

- ・蓄電池の定格容量であって、kWh単位で小数点以下を切り捨てた値をいうものです。

（5） 補助対象事業の実施期間（要綱第4条第2項）

補助対象事業は、交付決定のあった日（以下「交付決定日」という。）以降に補助対象設備に係る契約等（※6）を締結し、令和8年2月13日までに設置を完了するまでとします。

（※6）「契約等」の定義（要綱第2条第9項）

- ・補助対象設備に係る契約（ローン・クレジット契約含む）、発注、支払い、工事着手その他これらに類する行為とします。

（6） 補助対象設備の設置場所（要綱第5条）

補助対象設備の設置場所は、補助対象者が居住する山梨県内の既存住宅とします。この場合において、太陽光発電設備については、当該住宅の屋根上に設置するものを原則としますが、屋根形状や耐荷重の問題など、やむを得ない事情により住宅の屋根上に設置ができない場合には、申請書にその理由を記載し知事の承認を得た上で住宅の敷地内にある建築物の屋根上へ設置することができます。

(7) 補助対象経費・補助額（要綱第6条）

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」といいます。）及び補助金の交付額は、次の方法で算出するものとし、予算の範囲内で交付します。なお、太陽光発電設備と蓄電池を併せて導入する場合は、上限額の範囲内において、補助対象設備ごとに算出した補助額の合計額が補助額となります。

補助対象経費	補助額
太陽光発電設備	発電出力×3万円/kW
蓄電池	25万円/台（定額）

○補助額の算出方法の例

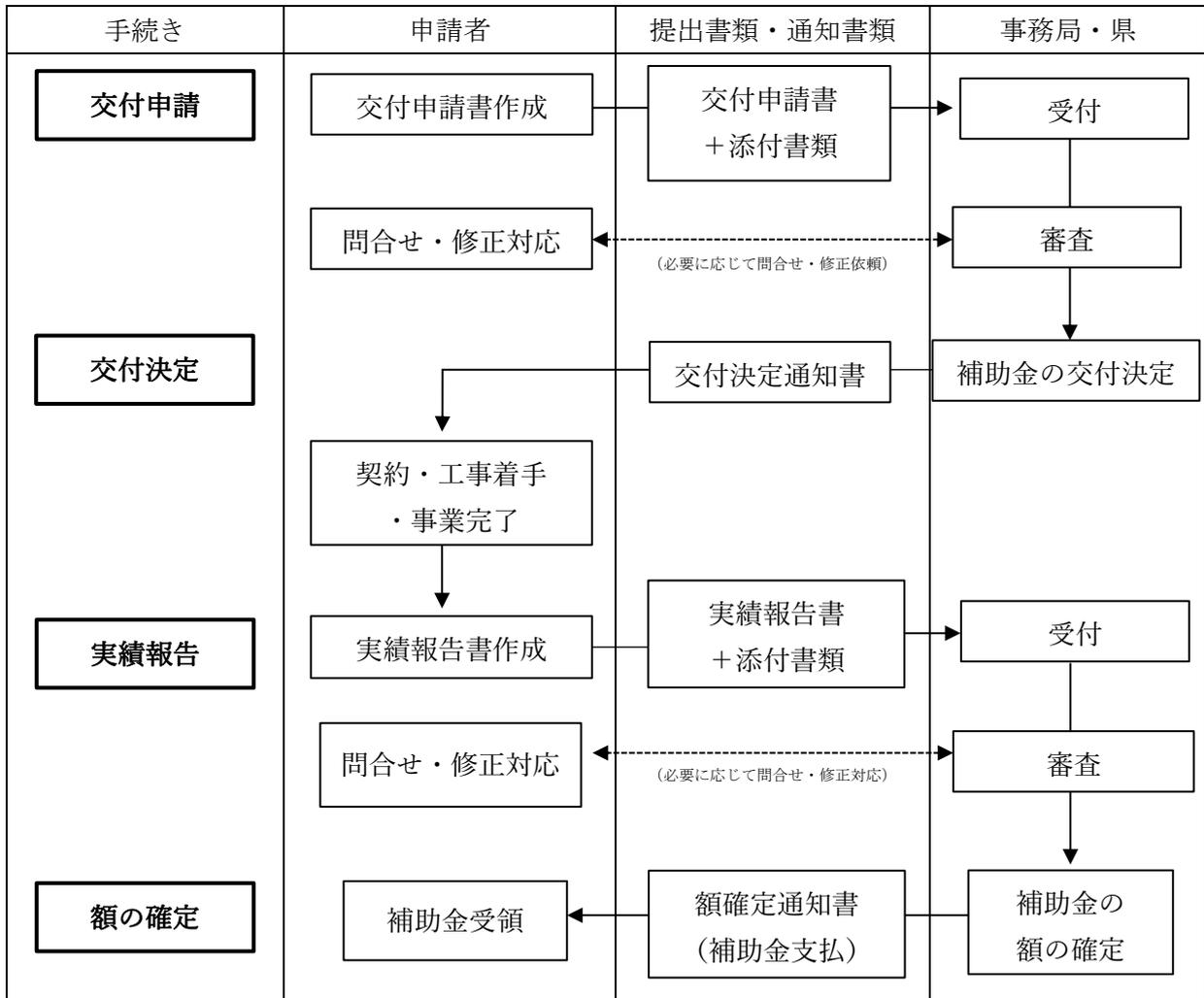
（例1）県内の自らが居住する住宅に太陽光発電設備6kWを購入により設置する場合

- ・太陽光発電設備：18万円
- ・補助額：18万円

（例2）県内の自らが居住する住宅に太陽光発電設備8.7kWと蓄電池5kWhを購入により設置する場合

- ・太陽光発電設備：24万円
- ・蓄電池：25万円
- ・補助額：24万円+25万円=49万円

(8) 主な手続きの流れ (注)



(注) 上記の図では、補助金の交付申請の受付開始日（令和7年4月7日）以降に補助金の交付決定をもって契約等を行う事業であって、「交付申請の変更等（要綱第9条）」等の手続きが発生しない場合における「主な手続の流れ」を例示しています。

2. 補助金の交付申請の手続き

(1) 交付申請（要綱第7条）

- ・受付期間

令和7年4月7日（月）10時から令和7年11月28日（金）19時必着

【交付申請における注意事項】

- ・交付申請は、予算の範囲内で、形式要件が整ったものから先着順に受付します。
- ・予算を超える申請があった場合には、予告なく受付を締め切ります。
- ・1世帯につき1申請を上限とします。
- ・受付期間外に提出された書類は受付しません。

- ・提出書類

補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる「補助金交付申請書（様式第1号）」及び「添付書類」を提出してください。

申請書類等は、やまなし再エネ補助金事務局へ、郵送又は持参により2部（原本2部又は原本1部と写し1部）を提出してください。紛失等を防ぐため、封筒には「再エネ設備導入支援事業費補助金申請書類在中」と記入してください。

番号	提出書類
00	補助金交付申請書（様式第1号） ・指定様式に必要事項を記入し提出すること
01	チェックリスト ・指定様式に必要事項を記入し提出すること
02	補助対象事業等の要件の確認票 ・指定様式に必要事項を記入し提出すること
03	住民票の写し ・証明日が申請日以前3か月以内でマイナンバーの記載がないものであること ・県内に居住する住宅への補助対象設備の設置であることが確認できるよう、原則、「事業計画書（様式第1号別紙）」の「1 事業概要」に記載する、設置場所と、住所が同一のものであること
04	暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（様式第1号の2） ・指定様式に必要事項を記入し提出すること
05	県税の納税証明書（未納のない証明） ・証明日が申請日以前3か月以内のものであること ・山梨県総合県税事務所長名で発行されたものであること
06	補助対象設備の導入場所の写真 ・補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事前）を提出すること。補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事前）の具体的な内容は、申請する事業に応じて、次のとおりとする。

	<p>【太陽光発電設備を設置する事業】</p> <p>①屋根上に太陽光発電設備が載っていないことを確認できる写真 ※住宅（住宅以外の建築物に設置する場合は当該建築物）全体が見えるように撮影すること。</p> <p>【既に設置された太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を設置する事業】</p> <p>①蓄電池設置予定場所の写真 ※室内・室外は問わない。</p> <p>②屋根上に太陽光発電設備が載っていることを確認できる写真 ※住宅（住宅以外の建築物に設置する場合は当該建築物）全体が見えるように撮影すること。なお、設置済みの太陽光パネルが住宅や建築物に設置されていない場合（野立て）は、別途相談すること。</p> <p>【太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を設置する事業】</p> <p>①屋根上に太陽光発電設備が載っていないことを確認できる写真 ※住宅（住宅以外の建築物に設置する場合は当該建築物）全体が見えるように撮影すること。</p> <p>②蓄電池設置予定場所の写真 ※室内・室外は問わない。</p>
07	<p>補助対象設備の仕様書</p> <p>・「補助金交付申請書」の「事業計画書」（様式第1号別紙）の「2 補助対象設備の概要」に記載する補助対象設備（太陽光発電設備、パワーコンディショナ、蓄電池）のメーカー名、型番その他の仕様が確認できるもの（製品カタログ等でも可）を提出すること</p>
08	<p>補助対象事業の見積書</p> <p>・「補助金交付申請書」（様式第1号）の「導入に要する経費」に記載する金額（総事業費）が確認できるものを提出すること</p> <p>・見積書に補助対象以外の設備（給湯器、V2H等）の導入に要する経費が含まれる場合は、総事業費から控除すること</p>
09	<p>設備導入の同意書</p> <p>・申請者と補助対象設備の導入場所の土地・建物の所有者が、異なる場合に提出すること</p> <p>・必要な同意を得たうえで、指定様式に必要事項を記入し、提出すること</p> <p>・土地所有者と建築物所有者の双方が異なる場合、土地所有者と建築物所有者の双方分を提出すること</p>
10	<p>その他知事が必要と認める書類</p> <p>事務局又は県から指示があった場合に限り提出</p>

- ・提出方法、提出先、問い合わせ先

「5. 提出方法・提出先・問い合わせ先」をご確認ください。

(2) 交付決定及び通知（要綱第8条）

提出書類に基づき、交付申請の内容が要綱の要件を満たしているか審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定額や交付の条件を定めた「補助金交付決定通知書（様式第2号）」を「補助金交付申請書（様式第1号）」の連絡先に記載の方宛てに郵送します。

補助金の交付決定を受けた者は、「補助金交付決定通知書（様式第2号）」に記載された交付の条件を確認の上、補助対象事業を実施してください。

(注) 補助事業の交付決定は交付申請者に対して行います。

交付決定後に行う契約は交付決定を受けた者が行ってください。

交付決定を受けた者以外の方が行った契約に対しては、補助金をお支払いすることはできません。

(注) 補助対象経費の支払い（ローン・クレジット契約含む）は交付決定を受けた者が行ってください。交付決定を受けた者以外の方が支払いをした場合は、原則補助金をお支払いすることはできません。

ただし、交付決定を受けた者が高齢によりローン・クレジット契約を組めない等、やむを得ない事情により支払いができない場合には、報告書にその理由を記載し知事の承認を得たうえで、同一生計者に限り支払いを行うことができます。

3. 補助金の交付決定後の手続き

(1) 交付申請の変更等（要綱第9条）

補助対象者が、交付決定を受けた交付申請について、次に掲げるいずれかの変更等を行うときは提出をしてください。

交付申請の変更等の承認申請が必要なとき	
1	補助事業の内容を変更（※7）しようとするとき
2	補助事業の全部又は一部を中止（補助事業を途中でやめる）し、又は廃止（補助事業を行わない）しようとするとき

（※7）交付申請の変更等の承認申請が必要な「変更」について

- ・要綱の要件（補助対象事業、補助対象設備、補助対象者等）を満たさなくなる又は補助額を減らす変更が生じる可能性がある場合であって、主として「補助金交付申請書（様式第1号）別紙「事業計画書」」の内容を変更しようとするときとします。
- ・上記に該当する変更の可能性がある場合には、事前に速やかにやまなし再エネ補助金事務局へ相談してください。
- ・なお、補助金交付決定後に補助金交付申請額を増やす変更は認めません。

・提出期限

事前に速やかにやまなし再エネ補助金事務局へ相談の上、やまなし再エネ補助金事務局の指示に従い、変更等の理由が生じた日から起算して10日を経過した日までに提出してください。

・提出書類

次に掲げる「補助金交付変更等承認申請書（様式第3号）」及び「添付書類」を提出してください。

書類等は、やまなし再エネ補助金事務局へ、郵送又は持参により2部（原本2部又は原本1部と写し1部）を提出してください。紛失等を防ぐため、封筒には「再エネ設備導入支援事業費補助金変更等承認申請書類在中」と記入してください。

番号	提出書類	備考
00	補助金変更等承認申請書（様式第3号）	
	指定様式に必要な事項を記入し提出すること	
01	事業計画書（補助金交付申請書（様式第1号）別紙）	
	「補助金交付変更等承認申請書」に記載の「変更等の内容」を反映した「補助金交付申請書」の別紙（事業計画書）を提出すること	
02	補助事業の変更等の内容を確認できる書類	
	「補助金交付変更等承認申請書」に記載の「変更等の内容」を踏まえ、00、01以外に変更等の内容の確認に必要な書類があれば提出すること	
03	交付申請時に提出した書類のうち変更等となる書類	

	「補助金交付変更等承認申請書」に記載の「変更等の内容」を踏まえ、変更等となる添付書類があれば提出すること
--	--

- ・ 提出方法、提出先、問い合わせ先

「5. 提出方法・提出先・問い合わせ先」をご確認ください。

- ・ 変更等承認及び通知

提出書類に基づき、変更等承認申請の内容が要綱の要件を満たしているか審査し、引き続き補助金を交付すべきものと認めるときは、「補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）」を「補助金交付申請書（様式第1号）」の連絡先に記載の方あてに郵送します。

(2) 実績報告書（要綱第10条）

交付決定を受けた補助対象事業を完了したときに提出をしてください。

- ・ 提出期限

交付決定を受けた補助対象事業を完了した日から起算して1箇月を経過した日又は令和8年2月25日のいずれか早い期日までに提出してください。

- ・ 提出書類

次に掲げる「補助金実績報告書（様式第5号）」及び添付書類を提出してください。書類等は、やまなし再エネ補助金事務局へ、郵送又は持参により2部（原本2部又は原本1部と写し1部）を提出してください。紛失等を防ぐため、封筒には「再エネ設備導入支援事業費補助金実績報告書類在中」と記入してください。

番号	提出書類	備考
00	補助金実績報告書（様式第5号）	
	・ 指定様式に必要事項を記入し提出すること	
01	チェックリスト	
	・ 指定様式に必要事項を記入し提出すること	
02	補助対象事業等の要件の確認票	
	指定様式に必要事項を記入し提出すること	
03	補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し	
	・ 郵送された「補助金交付決定通知書」の写しを提出すること	
04	補助対象設備の導入場所の写真	
	・ 補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事後）及び「補助金実績報告書」の「補助対象設備（補助対象設備の概要）」に記載する形式等が確認できる写真を提出すること。補助対象設備の導入場所を確認できる写真（工事後）の具体的な内容は、申請する事業に応じて、次のとおりとする。	

	<p>【太陽光発電設備を設置する事業】</p> <p>①屋根上に太陽光発電設備が載っていることを確認できる写真 ※設置されたモジュール（太陽光パネルの枚数）が確認できるように撮影すること。また、申請時に提出した写真と同一の角度で撮影すること。</p> <p>②パワーコンディショナの品番を確認できる写真 ※品番が読み取れるように撮影すること。</p> <p>【既に設置された太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を設置する事業】</p> <p>①蓄電池が設置されたことが確認できる写真 ※室内・室外は問わない。また、申請時に提出した写真と同一の角度で撮影すること。</p> <p>②蓄電池の品番を確認できる写真 ※品番が読み取れるように撮影すること。</p> <p>【太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を設置する事業】</p> <p>①屋根上に太陽光発電設備が載っていることを確認できる写真 ※設置されたモジュール（太陽光パネルの枚数）が確認できるように撮影すること。また、申請時に提出した写真と同一の角度で撮影すること。</p> <p>②パワーコンディショナの品番を確認できる写真 ※品番が読み取れるように撮影すること。</p> <p>③蓄電池が設置されたことが確認できる写真 ※室内・室外は問わない。また、申請時に提出した写真と同一の角度で撮影すること。</p> <p>④蓄電池の品番を確認できる写真 ※品番が読み取れるように撮影すること。</p>
05	<p>補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し</p> <p>・メーカー保証書等の発行期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した事業者等が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し添付することにより、これ代えることができる</p>
06	<p>補助対象事業を実施したことを証する書類（納品書の写し）</p> <p>・補助対象事業に係る納品書、保証書、請求書、領収書等の写しを提出すること 「補助金実績報告書」（様式第5号）の「導入に要した経費」に記載する金額（総事業費）が確認できるものとする</p>

07	契約関係書類 ・補助対象事業に係る契約書又はこれに代わるものであること
08	補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書等） ・「実績報告書」の「導入に要した経費」に記載する金額と内訳が確認できるものとする
09	補助対象事業の支払を明らかにする書類（口座振込受付書等）の写し ・補助対象経費を支払ったことが確認できるものであること
10	補助金の振込先が分かる書類 ・「補助金実績報告書」の「事業実績報告書」（様式第5号別紙）の「5 補助金の振込先口座」に記載する、振込先口座の情報の全てを確認できる通帳の写しを提出すること。なお、振込先口座は補助対象者名義の口座に限ること。
11	その他知事が必要と認める書類 ・事務局又は県から指示があった場合に限り提出すること

・提出方法、提出先、問い合わせ先

「5. 提出方法・提出先・問い合わせ先」をご確認ください。

（3） 額の確定及び支払（要綱第11条及び第12条）

提出書類に基づき、報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金額確定通知書（様式第7号）」を「補助金実績報告書（様式第5号）」の連絡先に記載の方あて郵送するとともに、「補助金実績報告書（様式第5号）」で指定された振込先口座へ補助金を振り込みます。

なお、交付すべき補助金の額を確定するに当たり、要綱第16条に基づき、必要に応じて、現地調査等を実施することがあります。

4. 補助金の支払後の手続

(1) 交付決定の取消等及び返還（要綱第13条及び第14条）

補助対象者が、次に掲げるいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消し又は変更することがあります。また、当該交付決定の全部または一部の取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

交付決定の取消し又は変更する場合	
1	補助対象者がこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
2	補助対象者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
3	補助対象者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
4	前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 書類の保管（要綱第15条）

補助対象者は補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければなりません。

(3) 検査等（要綱第16条）

補助対象事業の適正を期するために必要があるときは、県が、補助対象者に対し報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問をさせる場合があります。

上記の検査等により、要綱第16条に規定する関係法令又は要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助対象者に対し、適合させるための措置をとることを命ずる場合があります。

(4) 財産の管理等（要綱第17条）

補助対象者は、取得財産等については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

(5) 財産処分の制限（要綱第18条）

補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品その他の財産は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）が定める次の期間において、処分が制限されます。

補助対象者は、当該期間内に取得財産等を処分するときは、事前に県に「財産処分承認申請書（様式第7号）」を提出し、承認を受けなければなりません。

なお、処分の承認にあたっては、補助金の全部又は一部の納付を求める場合があります。

(6) 調査等への協力(要綱第19条)

補助対象者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後においても、県が行う補助金の事業効果等(導入した太陽光発電設備の発電量・自家消費電力量・売電量、導入前後の消費電力量等)の把握のために必要となる調査等に協力を求めることがあります。

なお、調査等への協力を求める場合は、「補助金実績報告書(様式第5号)」の連絡先に記載の方あて、電子メール等により連絡することを想定していますので、あらかじめ御了承ください。

また、調査等の結果について、補助対象設備の種類、導入方法及び発電出力又は蓄電容量等を県が公表しようとする場合は、協力をお願いします。

5. 提出方法・提出先・問い合わせ先

(1) 提出方法・提出先

各種申請書類等は以下の宛先まで郵送又は持参により2部(原本2部又は原本1部と写し1部)を提出してください。

【宛先】

〒400-0058 山梨県甲府市宮原町608-1

やまなし再エネ補助金事務局 あて

○注意事項

- ・提出書類はA4サイズ（A3サイズの折り込み可）とし、提出書類の順番にファイルに綴じた上で、資料ごとに可能な限りインデックスを付けてください。
- ・原則、提出書類は返却しませんので、要綱第15条に基づく補助対象事業の経理に係る証拠書類の整理・保存のため、提出書類の控えが必要な場合は、申請者自身が作成し、保存してください。
- ・提出書類の受付順は、提出先の宛先に提出書類が到着した日時で判断します。消印ではありませんので、時間に余裕を持って郵送してください。なお、19時以降に到着した提出書類については、翌日分として取り扱います。
- ・郵送により提出する場合、書類の到着については、個別に連絡はしませんので、簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。なお、送料は申請者側で負担してください。

(2) 問い合わせ先

不明な点は、以下の電話番号にお問い合わせください。

事務局名 : やまなし再エネ補助金事務局

所在地 : 〒400 0058 山梨県甲府市宮原町 608-1

((株) サンニチ印刷 BPO センター内)

電話番号 : 050-5784-5561